

広島市告示第541号  
令和7年12月 3日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、広島市八幡東土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しましたので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 組合の名称

広島市八幡東土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成11年12月7日から令和12年3月31日まで

3 施行地区

広島市佐伯区五日市町大字高井字大番、字鷹泊、字雙六、字早稻田の各一部

広島市佐伯区五日市町大字中地字日ノ木、字深山迫、字東畠、字東田、字八畠田、字百田、字梅王田の各一部

広島市佐伯区八幡東一丁目、八幡東三丁目、八幡東四丁目の各一部

4 事務所の所在地

広島市佐伯区楽々園四丁目13番24-201号

5 設立認可の年月日

平成11年12月7日

6 変更認可の年月日

令和7年12月 3日